

学校番号

136

いじめ防止基本方針

平成31年4月
金沢市立犀川小学校

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの未然防止	1
①	いじめを許さない雰囲気づくり	
②	分かる授業づくりの推進	
③	自己有用感や自己肯定感の涵養	
④	児童が自らいじめを学ぶ機会の設定	
(2)	いじめの早期発見	2
①	アンケート調査や教育相談の実施	
②	教師と児童の信頼関係の構築	
③	家庭や地域との連携	
④	教職員間の情報共有	
(3)	いじめへの対処	3
①	組織的な指導体制の確立	
②	関係機関との連携	
③	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(4)	いじめに対する措置	4
①	いじめに係る行為が止んでいること	
②	被害児童が心身の苦痛を感じていないこと	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために実施する施策	5
(1)	いじめ問題対策チームの設置（常設）	5
①	目的	
②	構成	
③	役割	
(2)	いじめの防止等の具体的な取組	6
①	授業改善に関わる取組	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	障害のある児童等への支援	
④	自己有用感や自己肯定感を育む取組	
⑤	児童会の取組	
⑥	情報モラル教育の充実	
⑦	アンケートや教育相談	
⑧	校内研修の実施	

⑨	家庭や地域との連携	
⑩	年間指導計画の作成と評価 及び 年間指導計画表	
(3)	いじめの早期発見に関する留意事項	11
①	学校で分かるいじめ発見のポイント	
②	家庭で分かるいじめ発見のポイント	
(4)	いじめへの対処に関する留意事項	14
①	いじめを受けている児童への対応	
②	いじめを行っている児童への対応	
③	いじめを受けている児童の保護者への学校の対応	
④	いじめを行っている児童の保護者への学校の対応	
⑤	周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応	
2	重大事態への対処	16
(1)	重大事態の発生と報告	16
①	重大事態の意味	
②	重大事態の報告	
(2)	重大事態の調査	17
(3)	調査結果の提供及び報告	17
①	いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供	
②	調査結果の報告	
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18
1	学校いじめ防止基本方針の公表	18
2	主な相談機関の案内	18

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものであることから、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という視点を持って、例えば、けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、積極的に対応する。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行う。その際、授業改善10のポイントを踏まえた「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」(平成27年12月 金沢市教育委員会)を参考に、授業改善に努める。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、**児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、児童の見守り等を家庭や地域と連携しながら対応する。**ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、児童が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるよう支援していく。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、

迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有する。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。その他、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築する。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除するための措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

「インターネットを通じて行われるいじめの特徴」として、次の点が挙げられる。

- ・インターネットは、大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。
- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

※インターネット上のいじめは、刑法の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を推進する。

また、児童が悩みを抱え込まないように、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめに対する措置

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全職員で、当該いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

※いじめ問題対策チームの「常設」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持する。

① 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等とし、学校の実情に応じてスクールカウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門知識を有する者等を加え構成する。また、必要に応じて学級担任や教科担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、部会（チーム）扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告
- ・PDCAサイクルの実行

等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口・あのねBOXの設置と児童、保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約（情報収集・共有化等）

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

（事実関係の把握・組織的判断等）

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーや心の絆サポーターの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員会と連携した対応 等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「生徒指導の機能を生かした授業改善」（平成25年10月 金沢市教育委員会）「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・年間2回「授業参観週間」を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・学校全体で「聴く姿勢」について共通理解し、強化週間を設け指導する。
- ・ペア・グループ、学級全体で児童が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・月に1回「授業改善10のポイントセルフチェックシート」で確認する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・人権週間に、共通の題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。

③ 障害のある児童等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・学級・学年で定期的に構成的グループエンカウンターなどを活用した機会を設け、自分やお互いのよさを見直し、お互いを認め合う場をつくり、関係の改善を図る。
- ・運動会、たてわり遊び、学習発表会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・児童会の委員会活動等を充実させる。
- ・掃除区域をたてわりグループで担当し、年間を通して上級生と下級生が助け

合って作業する。また、同じたてわりグループを単位とした遠足的・体育的・文化的活動を年間を通して計画し、実施する。

- ・地域に住んでいるお年寄りと関わる機会を積極的に設け、お年寄りの話を聴いたり、いっしょに活動したりする。
- ・犀生中学校と連携した活動を追求し、お互いの行事に参加し合う。
- ・「あいさつ」「言葉遣い」「学習中の姿勢」について犀生中学校・東浅川小学校との一貫した取組を行う。
- ・小・中合同で校区の清掃活動を行う。
- ・地区の保育園・高校・大学と交流し、お互いの行事に参加し合う。

⑤ 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・いじめ撲滅キャッチコピーを作成する。
- ・いじめを題材とする創作劇等を実施し、いじめに対する認識、とりわけ「いじめられる側にも悪いところがある。」という意識の改善を早急に図る。
- ・委員会、学級、たてわりグループなどを単位とし、玄関前や校内であいさつを呼びかける運動を年間を通して計画的に行う。
- ・小中一貫のとりくみとして、定期的に小・中合同であいさつ運動を行う。
- ・重点目標及び月の生活目標を意識した委員会活動を行う。
- ・児童自ら規範意識を育むことができるような創造的活動（ちょこボラ）を行う。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・PTAと連携し、外部の講師を招いてネットいじめ防止講演会を実施する。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑦ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・毎月「ともだちアンケート」を実施する。
- ・相談BOX（あのねBOX）を常置する。

- ・学期に1回相談週間を設け、「教育相談」を実施する。
- ・無記名で行う「金沢市いじめアンケート」「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・各種調査結果をもとに、児童理解の会を開催し、共通理解を図る。
- ・Hyper-QU アンケートを実施するなど、好ましい人間関係に努める。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員が共通認識をもって対応するため、少なくとも年に複数回（年度当初及び1学期中に自殺予防教育を含めて実施）、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・外部の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図り、児童が健やかに成長するよう支援していく。

【取組】

- ・PTA総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・教育フォーラムの場で「金沢市いじめアンケート」及び「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」、「Hyper-QU アンケート」等の結果について、本市の結果と比較しながら保護者に提示する。
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・学童や地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。
- ・「いじめ」をテーマとしたディベートを発展させ、親子で「いじめ」について考え、意見を交わす場を追求する。

⑩ 年間指導計画の作成と評価

上記①～⑨について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その期間の取組について検証する。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに達成目標を設定し、学校評価について目標の達成状況を評価し、その改善を図る。

⑩ 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④児童会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 PTA総会 1年生を迎える会	重点の確認 1学期の取組の 共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導 計画表の配付	特別活動の全体 計画・年間計画の 確認	スローガン作成	情報モラル教育 年間指導計画の 確認		職員会議(学校 いじめ防止基 本方針の周知)	
5	運動会	学習規律チェッ ク週間		運動会の充実・活 動のふりかえり たてわり遊びの 充実・ふりかえり	いじめ撲滅キャ ッチコピーの作 成		教育相談ウィーク ① hyper-QUアンケート①		学校いじめ防止 基本方針の周知 家庭訪問
6	授業参観								
7	終業式 保護者懇談	取組の分析・改善 点の明確化	道徳の時間の実 施状況の確認	小中合同校区清 掃活動 (金沢『絆』の日)	いじめをテーマ とした創作劇		犀川白書アンケ ート、保護者アンケ ート、金沢市「携帯 電話・インターネット 」アンケート		学童との情報交 換
8	小中一貫清掃活動 5・6年合宿	2学期の取組の 共通理解						校内研修会(事 例検討)	
9	始業式 土曜授業	学習規律チェッ ク週間 相互授業参観					教育相談ウィーク ②		
10	遠足 学習発表会			学習発表会の充 実・活動のふりか えり	前期ふりかえり スローガン作成		金沢市いじめアン ケート hyper-QUアンケート②		学校運営協議会
11	マラソン記録会 道徳授業参観・親 子会議	相互授業参観	道徳の時間の公 開			ネットいじめ防 止講演会→PTAと 調整後			携帯電話等の適 切な利用の呼び かけ
12	保護者懇談 終業式	取組の分析・改善 点、3学期の取組 の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実 施状況の確認		金沢『絆』会議		犀川白書アンケ ート、保護者アンケ ート		スポーツ団体と の情報交換
1	始業式	学習規律チェッ ク週間					教育相談ウィーク ③	校内研修会(各 種調査結果の 分析)	学校運営協議会
2	授業参観・フォー ラム・懇談会 6年生を送る会	取組の分析・改善 点の明確化	道徳教育の全体 計画・年間指導計 画の見直し	特別活動の全体 計画・年間計画の 見直し		情報モラル教育 の年間指導計画 の見直し			いじめアンケ ート分析結果の提 示
3	卒業式 終業式	次年度の重点の 確認	次年度の重点項 目の確認		後期ふりかえり		アンケートの見直 し	校内研修会(次 年度の取組)	
通 年	全校朝会	生徒指導の機能 を生かした授業 改善	年間指導計画に 基づく道徳の時 間の実施	児童会・委員会活 動の充実	月目標を意識し た委員会活動 あいさつ運動	年間指導計画に 基づく情報モラ ル教育の実施	ともだちアンケ ート(毎月初め)	不登校早期対応 チェック(毎月初 め)	学校だより 保護者への連絡